

令和3年11月

事業主様

大阪府木材健康保険組合
(公印省略)

年末年始の事務取扱について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当組合の事業運営にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の事務処理につきましては、下記のとおり取扱いいたしますのでご連絡申し上げます。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、各種届書、請求書はお早目にご提出いただきますようご協力をお願い申し上げます。

記

1. 被保険者証の交付及び被扶養者の認定については、12月24日(金)必着分まで年内に行います。
2. 傷病手当金等現金給付については、12月17日(金)必着分まで年内にお支払いいたします。
3. 年末は12月28日(火)まで、新年は1月5日(水)より平常どおり行います。

☆ 保険料(11月分)納入について ☆

年末は医療費等の精算期となっておりますので、出費多々の折りとは存じますが、年内までにご納入いただきますよう重ねてお願い申し上げます。